

佐賀牛テレビCM放映業務委託企画コンペ（書類審査）実施要領

1 発注者

- ・“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会
- ・佐賀牛消費宣伝事業委員会

2 業務の概要

(1) 業務名

佐賀牛テレビCM放映業務委託

(2) 目 的

「佐賀牛」の出荷地域である関西地区及び関東地区において、テレビCM(15秒)の放映を実施し、佐賀牛の一層の銘柄確立と消費拡大を図る。

(3) 業務の内容

別添の佐賀牛テレビCM放映業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 企画コンペ参加要件

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

＜単独事業者の場合＞

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務と同種又は類似の業務について、令和2年度以降に完了した実績を1件以上有すること。

＜複数事業者による共同事業体の場合＞

- (1) 共同事業体の構成員数は、3社以内であること。
- (2) 全ての構成員が上記＜単独事業者の場合＞の(1)から(6)までの条件を満たすこと。共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は協同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (3) 全ての構成員は、ほかの共同企業体の構成員でないこと。また、単体で提案を行っていないこと。

4 実施スケジュール

令和7年8月15日(金曜日)	県ホームページでの公募開始
令和7年8月28日(木曜日)15時まで	参加申込書及び質問書の提出期限
令和7年9月16日(火曜日)15時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年9月17日(水曜日)～24日(水曜日)	審査会(書類審査)
令和7年9月26日(金曜日)	審査結果通知

5 募集方法

県ホームページに当該業務の企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

6 提出書類

(1) 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次の書類を提出し、参加資格の確認を受けること

- ① 提出期限 令和7年8月28日(木曜日)15時まで
- ② 提出場所 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 新館9階
“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会事務局
(佐賀県流通・貿易課内)
TEL: 0952-25-7392
FAX: 0952-25-7307
E-mail: ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp
- ③ 提出書類 ア 参加資格確認申請書(様式第1-1号又は1-2号)1部
イ 共同事業体協定書(様式第1-3号)1部 ※共同事業体の場合のみ(写し可)
ウ 実績書(様式第2号)1部
エ 誓約書(様式第3号)1部
オ 会社概要(パンフレットで可)1部
- ④ 提出方法 郵送又は持参(期限内必着)
注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- ⑤ 参加資格の確認結果は、文書により令和7年9月4日(木曜日)までに通知予定。

(2) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和7年9月16日(火曜日)15時まで
- ② 提出場所 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 新館9階
“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会事務局
(佐賀県流通・貿易課内)
TEL: 0952-25-7392
E-Mail: ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp
- ③ 提出書類 ア 企画提案書(送付)(様式第4号)1式

別添仕様書に基づき作成し、紙A4（横）版6部を郵送すること。また、電子データ（PDF）を電子メールにて提出すること。

イ 見積書 6部

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること

④ 提出方法 郵送又は持参（期限内必着）及び電子メール

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

（3）企画提案書等の取扱い

- ① 提出する企画案は参加者（共同事業体の場合は1共同事業体）につき1案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めない。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- ② 企画提案書の作成及び提出に係る費用等は、全て参加者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- ④ 企画提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。
- ⑤ 真に必要な場合を除き、提案書等には個人情報やそれらを類推できるような情報を記載しないこと。

7 審査会

（1）審査方法

- ① 提出された業務企画書を書類審査し、9月26日（金曜日）を目途に、採用案を決定する。
- ② 審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を受託候補者として特定する。
- ③ 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- ④ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ⑤ 参加者が1者のみであった場合にも、審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- ⑥ 最優秀者として決定する者は、最低基準点（合計点が全体の6割以上）に達していることを条件とする。

（2）審査基準

仕様書に基づく記載事項及び記載内容となっていること。

審査項目の優先順位は以下のとおりとする。

- ① 主要ターゲットであるM3層及びF3層（50歳以上の男女）へのリーチ
- ② パブリシティ等の提案（実施できるもののみを記載すること）
- ③ 目標視聴率（PRP）、放映本数
- ④ 視聴可能エリア、視聴可能世帯数

（3）結果の通知

審査終了後、速やかに、文書により全ての企画コンペの参加者に対し通知する。

8 委託契約

審査の結果、委託先に選定された者は、提出された業務企画書の業務内容に基づき、予算額の範囲内で、契約を行うものとする。

9 その他

- （1）虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参

加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

- (2) 企画コンペの参加に当たっては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (3) 放送素材はXDCAM（3種×2本、計6本）を“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会より提供する。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (5) 企画コンペに関する問い合わせは、質問書（様式第5号）により電子メールで受け付ける。質問応答の内容は、とりまとめの上、適宜参加者全員に通知する。質問書の提出期限は令和7年8月28日（木曜日）とする。
- (6) 審査の結果、最高位の評価を得た者が参加要件を欠くに至った場合は、契約締結ができない。この場合、企画コンペの最低基準点に達した者のうち、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 契約締結後、本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (9) 契約保証金については、以下のとおりとする。
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次の(ア)(イ)(ウ)に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59（新館9階）

佐賀県産業労働部流通・貿易課 企画担当 野々村、井手

TEL：0952-25-7392

FAX：0952-25-7307

E-mail：ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp